屋外広告物許可申請に係る手数料

広告の種類	単位	金額
立看板、置看板、 広告板、広告塔、 広告幕等	1㎡未満のもの1件につき	420
	1㎡以上 2㎡未満のもの1件につき	630
	2㎡以上 5㎡未満のもの1件につき	1,050
	5㎡以上 8㎡未満のもの1件につき	1,580
	8㎡以上10㎡未満のもの1件につき	2,100
	10㎡以上15㎡未満のもの1件につき	3,160
	15㎡以上20㎡未満のもの1件につき	4,740
	20㎡以上25㎡未満のもの1件につき	6,320
	25㎡以上30㎡未満のもの1件につき	7,900
	30㎡以上40㎡未満のもの1件につき	9,480
	40㎡以上50㎡未満のもの1件につき	11,000
	50㎡以上60㎡以下のもの1件につき	12,600
	60㎡以上を超える5㎡毎に加算する額	1,580
特殊装置のもの	1㎡未満のもの1件につき	420
	1㎡以上 2㎡未満のもの1件につき	630
	2㎡以上 5㎡未満のもの1件につき	1,260
	5㎡以上10㎡未満のもの1件につき	2,100
	10㎡以上15㎡未満のもの1件につき	3,790
	15㎡以上20㎡未満のもの1件につき	6,320
	20㎡以上25㎡未満のもの1件につき	7,900
	25㎡以上30㎡未満のもの1件につき	9,480
	30㎡以上40㎡未満のもの1件につき	11,000
	40㎡以上50㎡未満のもの1件につき	12,600
	50㎡以上60㎡以下のもの1件につき	15,800
	60㎡以上を超える5㎡毎に加算する額	1,580
電柱広告、のぼり旗	1本につき	310
アーチ類	1箇につき	3,160
はり紙	100枚又はその端数ごとにつき	310
はり札	10枚又はその端数ごとにつき	520
アドバルーン	10日以内のもの1箇につき	1,580
	11日以上のもの1箇につき	3,160

下野市手数料条例より